

大山町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

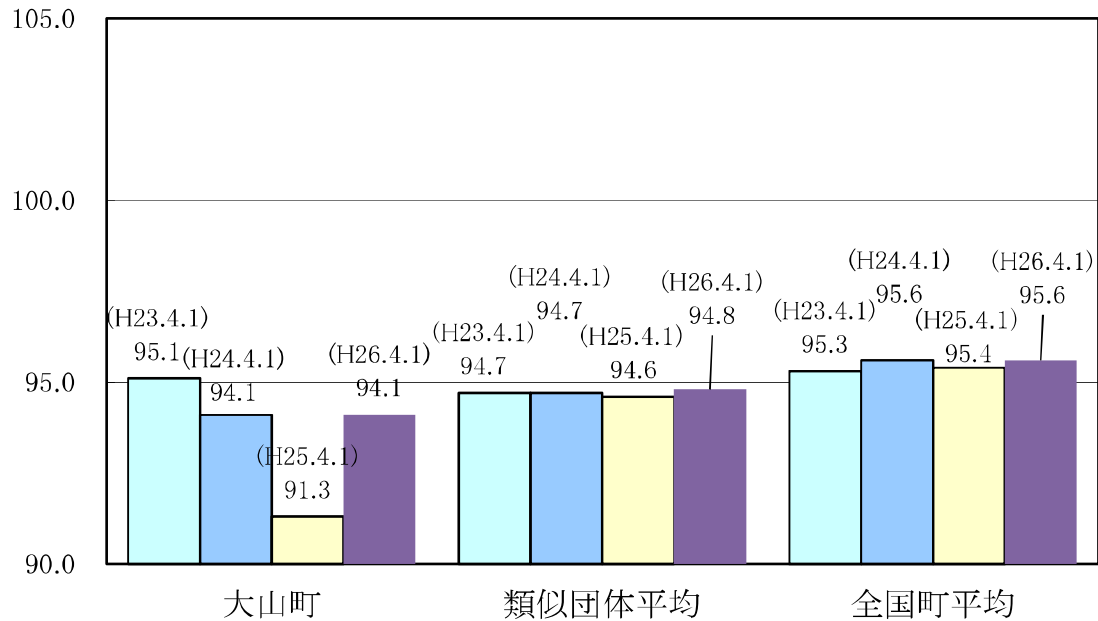
区 分	住民基本台帳人口 (25年度末)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
25	17,340	10,572,193	361,646	1,627,536	15.4	16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 町村類型(IV-0)平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25	191	674,598	93,198	246,263	1,014,059	5,309	5,519

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大山町	43.3 歳	316,455 円	360,667 円	339,567 円
鳥取県	43.1 歳	315,064 円	382,449 円	340,668 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.8 歳	313,913 円	358,085 円	339,175 円

②技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
大山町	47.9 歳	15 人	322,947 円	335,793 円	334,267 円
うち清掃員	* 歳	2 人	* 円	* 円	* 円
うち運転手	* 歳	1 人	* 円	* 円	* 円
うちその他	48.6 歳	12 人	335,500 円	360,350 円	350,367 円
鳥取県	49.6 歳	166 人	296,550 円	326,119 円	310,462 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	48.4 歳	12 人	287,093 円	311,328 円	300,724 円

(注)1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、比較のため、国家公務員と同ベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」括弧書きは、給与給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

4 個人情報観点から、対象となる職員が1名及び2名の場合は、「(*)」とする

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分	大山町	鳥取県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,400 円
	高 校 卒	140,100 円	139,300 円
技能労務職	高 校 卒	135,600 円	135,100 円
	中 学 卒	—	—

(注) 大山町欄における括弧書きは、給料減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

区 分	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	265,913 円	309,296 円	345,984 円
	高 校 卒	233,700 円	289,175 円	316,517 円
技能労務職	高 校 卒	0 円	295,500 円	313,850 円
	中 学 卒	—	—	—

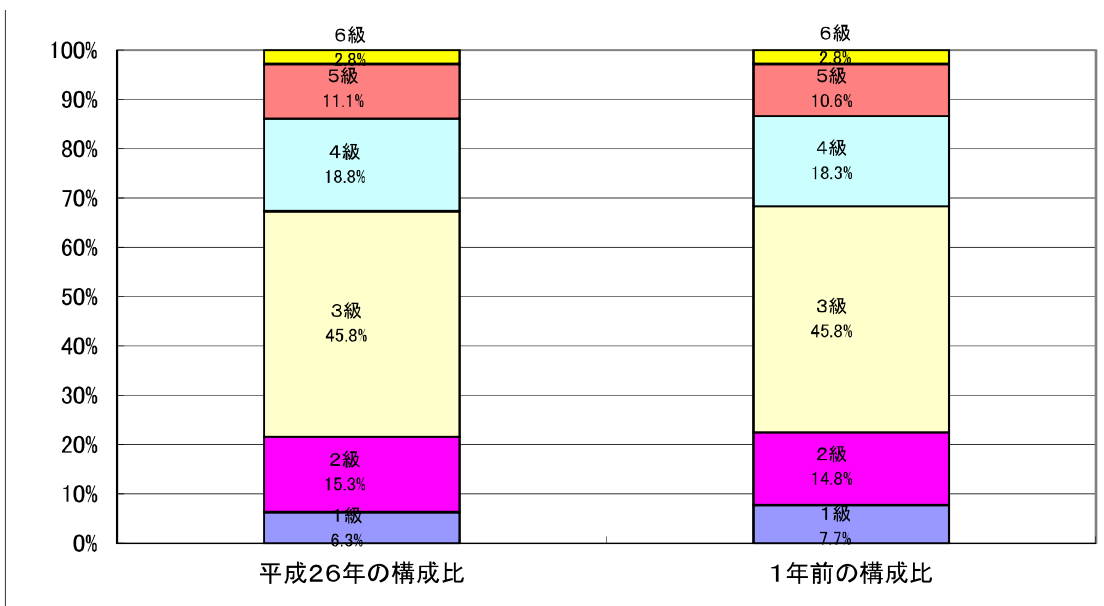
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師、保育士、保健師、管理栄養士及び司書の職務	9 人	6.3 %	135,600 円	233,000 円
2 級	主任、主任技師、主任保育士、主任保健師、主任管理栄養士及び主任司書	22 人	15.3 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主幹、主幹技師、主幹保健師、主幹保育士、主幹管理栄養士及び主幹司書の職務	66 人	45.8 %	222,900 円	354,700 円
4 級	課長補佐、室長、局長補佐、所長、所長補佐、館長及びセンター長の職務	27 人	18.8 %	261,900 円	388,300 円
5 級	会計管理者、課長、次長、事務局長、所長及び参事の職務	16 人	11.1 %	289,200 円	400,600 円
6 級	高度の知識及び経験を必要とする業務に従事する会計管理者、課長、次長及び事務局長の職務	4 人	2.8 %	320,600 円	422,600 円

(注) 1 大山町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

現在、試行中。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

大山町	鳥取県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,339 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,379 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.32)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成22年12月から反映。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

大山町	国
(支給率) 自己都合 21.62 月分 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給 —) 1人当たり平均支給額 15,952 千円	(支給率) 自己都合 21.62 月分 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		215 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		245,420 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18%	1人	18%

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)			5,987 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			460,505 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)			6.0 %	
手当の種類(手当数)				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
徴税手当	徴税事務に従事する職員	徴税業務(1日4時間以上)	千円	日額 500円
防疫手当	防疫作業に従事する職員	防疫作業	1 千円	日額 290円
往診随行手当	夜間往診に随行する診療所職員	夜間往診に随行	千円	1回 800円
行旅病人、死亡 人救護等手当	行旅病人、死亡人の取扱い に従事する職員	行旅病人、死亡人の取扱い	千円	1件 1,000円
犬猫等の死体 処理手当	犬猫等の死体処理作業に 従事する職員	犬、猫等の死体処理	6 千円	1体 300円
診療手当	医師の特殊勤務手当	医療及び公衆衛生業務に従事	2,580 千円	給料月額200/100以内
往診手当	医師の特殊勤務手当	往診業務	3,400 千円	診療報酬点数の2分の1

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	36,834 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	167 千円
支給実績(24年度決算)	35,331 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	159 千円

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族として配偶者、 子等を有する職員	同じ	同じ	25,488 千円	228 千円
住居手当	住宅を借受け家賃を支 払っている職員、又は職 員の所有に係る住宅に居 住	同じ	同じ	4,143 千円	244 千円
通勤手当	交通機関等を利用して通 勤している職員	同じ	同じ	12,533 千円	70 千円
管理職手当	管理職の職務にある職員 に支給	異なる	異なる	20,925 千円	445 千円
管理職特別勤務手当	管理職の職務にある職員 が週休日又は休日に勤務 した場合に支給	異なる	異なる	884 千円	68 千円

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	町 長	790,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
	(円)		812,000 円／	556,500 円
	副 町 長	632,000 円		
	(円)		661,000 円／	514,400 円
報 酬	議 長	308,000 円		
	(円)		338,000 円／	243,000 円
	副 議 長	229,000 円		
	(円)		261,000 円／	209,000 円
	議 員	215,000 円		
	(円)		241,000 円／	183,300 円
期 末 手 当	町 長	(25年度支給割合)		
	副 町 長	2.95 月分		
	議 長	(25年度支給割合)		
	副 議 長 議 員	3.10 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料額×在職年数×500/100	1,580万円	任期毎
	備 考	給料額×在職年数×280/100	707万円	任期毎

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	一般行政部門	166	168	△ 2	<参考> 人口10,000人当たり職員数 95.73 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 87.16 人)
	教育部門	24	23	1	
	小 計	190	191	△ 1	<参考> 人口10,000人当たり職員数 109.6 人 (類似団体の人口10,000人当たり職員数 107.1 人)
公 営 企 業 等 部 門	病院	6	6	0	
	水道・下水道	5	5	0	
	その他	12	12	0	
	小 計	23	23	0	
合 計		213 [270]	214 [270]	△ 1 [0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	3人	5人	12人	17人	36人	47人	23人	15人	26人	28人	1人	213人

(3)職員数の推移

(単位：人・%)

部 門 \ 区 分	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	178	175	178	173	168	166	△12(△6.7%)
教 育	30	30	27	27	23	24	△6(△20%)
普通会計計	208	205	205	200	191	190	△18(△8.9%)
公営企業会計計	29	26	23	23	23	23	△6(△20.7%)
総合計	237	231	228	223	214	213	△24(△10.1%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。